

(一般用)

2026
うと地蔵まつり
露店出店マニュアル

うと地蔵まつり実行委員会

はじめに(必ずお読みください)

このマニュアルは、うと地蔵まつり会場内(歩行者天国エリアに面する民地を含む。)で露店を出店する際の遵守事項について定めたものです。

露店の出店については、本マニュアルに基づき、食品衛生の確保、火災予防、事故防止及び営業時間の徹底などに努める必要があります。出店申込みの前に、本マニュアルを熟読し、実施方法や取扱方法等を十分に検討してください。

また、まつり期間中は、うと地蔵まつり実行委員会及び宇城警察署において、店舗の見回り及び違反案件等の確認のため、撮影・記録を行う場合があります。

本マニュアルに違反した場合は、改善指導を行います。指導に従っていただけない場合や重大な違反が認められた場合は、翌年度以降の出店をお断りすることがありますので、予めご了承ください。

目次

出店条件について	2
申込みについて	3
その他注意事項	4

出店条件について

1 出店場所について

- (1) うと地蔵まつり実行委員会が定めた場所(中央線・本町通り(片側))で行うこと。
- (2) うと地蔵まつり実行委員会が定めた出店禁止エリアでは、道路上への出店をしないこと。

ただし、出店禁止エリアに面する民地において、露店設備、商品陳列、調理設備及び来店客の待機列を含め、営業に必要な一切の行為を民地内で完結できる場合に限り、実行委員会の許可を受けて出店することができます。

なお、過去の営業実績、販売品目その他の事情により、来店客の待機列が民地内に収まらず道路上に及ぶおそれがある場合は、宇城警察署へ道路使用許可申請を行い、その許可条件に従うとともに、行列整理のための誘導員を配置しなければなりません。

- (3) 店舗や住宅等の前に出店する場合は、土地所有者又は管理者の承諾を得ること。(承諾書の提出要)

2 出店者について

事業主及び従業員において、宇土市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

3 露店設営開始時間について

【23日】【24日】両日とも【18時00分】からとする。

※設営開始まで、露店資材等は民地等で保管すること。

※保管に伴う盗難等について、実行委員会は一切責任を負いません。

※出店場所への搬入は台車等によるものとし、自動車による搬入はできません。

4 露店営業時間(歩行者天国)について

【23日】設営完了後 ～ 【21時30分】

【24日】設営完了後 ～ 【21時00分】

5 露店営業終了と露店撤去の徹底について

- (1) 営業時間終了時刻となったら、一斉消灯を実施し、撤去準備を始めること。
- (2) 営業時間終了後、実行委員会による一斉パトロールを実施します。営業時間終了後も営業を継続した場合は、翌年度の出店をお断りすることがあります。
- (3) 露店撤去は、次のとおり行うこと。

ア 道路上に出店している場合

交通規制が解除される時間(【23日】22時30分、【24日】22時00分)までに、道路上にある露店資材等をすべて撤去すること。ただし、交通規制中は車両の通行はできないため、台車等を使用し、事前に承諾を得た民地等へ搬出すること。

イ 民地上に出店している場合

撤去時間の定めはありませんが、営業時間は必ず厳守すること。また、営業終了後は速やかに撤去又は片付けを行い、周辺住民等の迷惑とならないよう配慮すること。

※車両の出し入れができるのは交通規制解除後です。撤去が早く終わった場合であっても、交通規制解除までは車両の出し入れを行わないこと。

申込みについて

下記の提出書類を申請受付期間内にご提出ください。

なお、出店場所については、既に受付済みの出店者との重複を避け、まつり会場全体の安全確保及び円滑な運営を図るため、受付時に出店場所を確認させていただきます。その結果、希望する出店場所の変更をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

1 受付期限・場所

(1) 日時: 令和8年7月6日(月)～21日(火) 8:30～17:15まで

※受付時間外はいかなる理由があっても受付できません。

(2) 場所: 宇土市役所2階 商工観光課

※メールでも受付いたします。

【問合せ先】

宇土市経済部商工観光課観光物産係

TEL: 0964-27-3329

Mail: syoukou03@city.uto.lg.jp

2 提出書類

- ・ 2026 うと地蔵まつり露店等出店許可申請書兼誓約書及び同意書
- ・ 2026 うと地蔵まつり露店出店承諾書(民地又は民地に隣接する道路上で出店する場合)
- ・ 出店場所の位置図
- ・ 露店従事者全ての顔写真付き身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等。)

※身分証明書の写しでマイナンバーカードを提出する場合は、顔写真が記載された表面のみとし、裏面(個人番号記載面)は提出しないこと。

3 注意事項

- (1) 出店場所については、受付後に宇土市暴力団排除条例に基づく確認を行うため、許可証の交付まで2週間程度要する場合があります。
- (2) 道路上で出店する場合は、宇城警察署の道路使用許可を取得し、その許可条件を遵守してください。

- (3) 出店禁止エリアにおける民地内出店で、過去の営業実績、販売品目その他の事情により、来店客の待機列が道路上に及ぶおそれがある場合は、宇城警察署の道路使用許可を取得してください。
- (4) 前号に該当する場合は、宇城警察署の許可条件を遵守するとともに、行列整理のための必要な人数の誘導員を配置し、歩行者及び緊急車両の通行の妨げとならないよう安全管理を徹底してください。

その他注意事項

- (1) 各出店者に割り当てた番号札は、店舗に向かって右上に表示すること。
- (2) 出店申請者は、当日必ず売場内に常駐し、出店許可証を携帯すること。
- (3) 食品営業者は、営業許可又は営業届出等の関係法令を遵守するとともに、食品衛生の確保に努めること。また、必要な許可証等を携帯すること。
- (4) 出店申請者は、交通ルールを遵守し、交通事故、接触事故等の防止に努めること。なお、出店に起因して発生した交通事故、接触事故その他のトラブルについては、当事者間の責任において解決するものとし、実行委員会はその責任を負いません。また、露店の設置、営業又は撤去により、道路、構造物その他の施設に破損等の被害を与えた場合は、原因者の責任において速やかに復旧し、又は解決すること。
- (5) 他の出店者、周辺住民及び来場者とのトラブルを起こさないこと。
- (6) 個人又は公共施設の水道、電気等を無断で使用しないこと。また、残渣等を側溝等へ廃棄しないこと。
- (7) 宇城広域連合火災予防条例に基づき、対象火気器具類を使用する場合は、消火器を準備すること。
- (8) 発電機を使用する場合は、燃料管理を徹底し、火気を消した状態で給油を行うこと。
- (9) LPガスボンベを使用する場合は、転倒防止措置を講じるとともに、漏えい防止に努めること。
- (10) 行列が発生する場合は、通行の妨げとならないよう整理員を配置するなど、歩行者及び緊急車両の安全確保に努めること。なお、出店禁止エリアにおける民地内出店で、来店客の待機列が道路上に及ぶおそれがある場合は、宇城警察署の道路使用許可条件を遵守するとともに、必要な人数の誘導員を配置し、適切な行列整理を行うこと。
- (11) 実行委員会又は宇城警察署の指導に従わない場合は、営業の中止又は翌年度以降の出店をお断りすることがあります。
- (12) 来場者から依頼があった他店のゴミについても受け取り処分するとともに、店舗前へのゴミ袋又はゴミ箱の設置に努めること。
- (13) 営業終了後は速やかに撤去又は片付けを行うとともに、店舗周辺の清掃を実施し、ゴミ・残飯等は各自持ち帰ること。